

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第26号
受付日	平成28年 1月20日
送付日	平成28年 1月20日
答弁受理日	平成28年 2月18日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	都市整備部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

私市駅前の公園の道路をはさんで南側にある私市8丁目13番の駐車場・駐輪場の突出部は、交野市の市有地であるにもかかわらず、ある個人の方が占有し、駐輪場にしております。駐輪場の賃料は、ある個人の方が得ております。交野市が財政危機であることから、様々な負担を交野市民の皆様に強いておきながら、このような占有を許すことができないので、4年前、交野市に指摘し、さらに、平成27年交野市議会9月議会にて追及いたしました。にもかかわらず、交野市は、「苦慮している」という答弁しかしませんでした。この件について、撤去等行わなければ、本年4月1日に、交野市に強制撤去を求める住民監査請求を提起しますが、市としてどのような対応をするのかお伺いいたします。

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年2月18日

担当部局： 都市整備部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本景 議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

議員指摘の箇所については、これまでも相手方と協議を進めているところであり、住民監査請求を提起された場合、提起内容を確認のうえ対応を検討させていただきたいと考えています。

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成28年 第27号
受付日	平成28年 1月20日
送付日	平成28年 1月20日
答弁受理日	平成28年 2月18日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	教育委員会

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

平成26年8月、私部4丁目77番地の長宝寺小学校の通学路に設置されたフェンスは、ある会社の社長らが往来妨害の疑いで逮捕され、撤去されました。しかしながら、長宝寺小学校の児童は、未だに迂回路で通学しております。なぜならば、撤去されたフェンス近くに、別の地権者の私有地があり、その地権者との協議のため、未だに交野市教育委員会が通学路認定をしていないからです。

しかし、私有地であっても、生活道路であると認定される場合には、通行することにより問題なく、その地権者が通行を妨げた場合、一般的に、その地権者に往来妨害罪が適用されます。したがって、通学路認定は、法令上何ら問題はありませんので、すみやかに、通学路認定すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年2月18日
担当部局：学校教育部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

今般の、私有地部分については、一般的往来は、往来妨害となった、この隣接地におけるフェンスの設置前、撤去後において、従前どおりの往来となっておりますが、通学路としては、フェンス設置事案発生時に、別経路を設定して以降、同じ経路設定としています。経路設定は任意であり、この経路は市の管理する道路であることが、一つの理由です。

従来の経路に戻すには、教育委員会としては、やはり、私有地上の通行を指定するというので、改めて私有地所有者の方との協議が必要と考えております。